

議事要旨(2) 実務対応報告公開草案「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い(案)」【公表議決】

冒頭、小賀坂副委員長より、実務対応報告公開草案「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)について審議の後、公表の議決を行いたい旨の説明があり、続いて前田ディレクターより、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本公開草案第 4 項において、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 19 項及び第 20 項の定めにかかわらず注記事項を定めているが、重要性が乏しい場合にこの注記を省略できるのか確認したい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 一般的な重要性の判断は本公開草案においても適用されると理解している。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 今回の取扱いは平成 28 年度税制改正における減価償却方法の改正に限定しているため、法人税法の改正に伴い会計方針を変更している旨とその影響額を把握できるよう開示規定を設けることは、財務諸表利用者にとって有用であると考ええる。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 今回の取扱いは、周知期間を十分に確保できないという課題があったことにより、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うことを妨げないと判断したことを明記してはどうか。
 - また、今回の取扱いは例外的な取扱いであるため、今後、同様の取扱いをしないことを周知することが重要だと考えている。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 本公開草案第 13 項の末尾において、「妨げられないと考えられる」という文言を使用することで対応を図っている。頂いたご意見を含め、公開草案に対してコメントが寄せられた場合には改めて対応を検討したいと考えている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 日本の税法の減価償却方法は、現場の状況を良く研究した結果であり、企業の実態

を合理的に表している面が強いと評価している。今後、企業の実態に応じた会計基準を検討していくにあたっては十分な時間が必要であり、本実務対応報告は、そのための時間が必要であることを周知することで、企業全体で対応する契機になると評価している。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 税制の変更自体が、直ちに会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当するとは言えないが、過去の監査上の取扱いにより、変更が許容される実務慣行があったと理解している。本公開草案第 13 項からは、今後、減価償却費に関する会計基準の開発に着手することの合意形成に向けた取組みを行うことが理解できると考える。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 本公開草案第 13 項には様々な内容を含んでおり、この項を理解することによって、本件について周知が図られることになると考えている。

審議の後、採決が行われ、上記事項に関する修正及び字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席した委員 12 名全員の賛成により、実務対応報告公開草案「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い（案）」を公表することが承認された。

以 上